

新宿区立大久保小学校いじめ防止基本方針

《基本方針》

新宿区立大久保小学校（以下、「本校」）は、いじめ防止対策推進法（以下、「推進法」）及び文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、「新宿区立大久保小学校いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）を定めます。

《いじめの定義》

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

1 基本理念

本校は、いじめのない学校づくりに向け、基本理念を次の通りに示す。

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。
- ・いじめはどの学級、どの児童にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。
- ・児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、家庭・地域・学校・関係諸機関等との連携により、これを解決します。

2 組織

本校は、児童の健全育成を図るため、いじめや不登校といった様々な問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のため、必要な組織を設置して対策を推進します。

《校内組織》

日々の教育活動においていじめ防止等のための対策や不登校や非行を含む問題行動への対応が効果的に行われるよう、生活指導部が中心となって企画運営し、以下の会議を行う。

- 生活指導部会：生活指導主任、低学年・中学年・高学年から選出された教員、養護教諭、栄養士
毎月1回の、三部会（教務・生活指導・特別活動）の時間に、問題を抱えている児童についての現状や情報交換を行い、共通認識に基づいた指導方針の共通理解を図る。
- 生活指導朝会：管理職、教職員、主事室（代表）、幼稚園教諭（代表）
毎週1回（金曜日）、職員朝会時に生活指導にかかわる話し合いをもち、いじめにかかわる児童の情報交換を行う。
- 生活指導全体会：管理職、教職員、主事室（代表）、スクールカウンセラー
年間2回、各学級担任や専科教諭から指導上共通理解が必要な児童の情報共有を行う。また、各学期ごとに状況を報告しあい、必要に応じて次年度へ引き継ぐ。
- サポート会議：管理職、生活指導主任、担任、副担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、児童に関係する教職員（専科教諭、日本語学級担任など）
また、いじめによる児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態に対処するため、いじめ問題対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

- いじめ問題対策委員会：管理職、主幹教諭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

3 未然防止のための取り組み

本校では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、本校の教育活動での取り組みと、保護者や地域の方との連携を通していじめの未然防止に努めます。

《学校・教職員の役割》

いじめを防止するためには、児童を取り巻くすべての大人がいじめについての正しい認識をもって、児童と接していく必要があります。児童が一日の大半を過ごす学校では、いじめ防止にかかわる教師の役割が大きいといえます。

- 教職員全員の共通理解を図る。

すべての教職員が共通の認識に立ち、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に行ってはならない」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

- 授業改善を進める。

教職員一人一人が、児童と最もかかわりをもつ時間は、「授業」である。

教職員の学習規律に関する認識が異なることで、児童の生活指導が図られなくなることがあります。教職員が共通理解し態度の育成を図っていく。

また、児童にとって「わかる授業」づくりを進めることや、児童が参加活躍できる授業を工夫する。

- 正しい認識と言語遣い

教職員の不適切な認識と言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

《学校の取り組み》

- 人権尊重教育・道徳教育の充実

いじめを防止していくためには、一人一人の児童が発達段階に応じ、思いやりの心を持ち、自他の存在を等しく認めてお互いの人格を尊重する態度を養うことや、最善の判断などの規範意識等の道徳性を身に付けることが必要です。

人権教育の全体計画や道徳教育全体計画などをもとに、計画的で継続的な指導や支援を行う。

- 体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築するための素地を養うには体験活動は有効です。

児童が、他者から認めれることなどを通して自己有用感を獲得することにより、いたずらに他者を否定したり攻撃したりすることは減少する。全ての児童に自己有用感を獲得させることは、いじめ防止に不可欠である。

そのため体験活動を設定する際は、体験することや交流することを目的とせず、体験や交流を通して、児童自らが人とかわることを喜びや大切さに気付き、他の人の役に立っている、他の人から認められているといった気持ちを得られるようにしたい。

- 情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話のメール、スマートフォンのライン上の誹謗中傷のいじめは、本人が気が付かないところで広がり、いじめを一層見えにくいものにし、解決を困難にしています。日々高度に発展している情報化社会においては、児童が情報社会に積極的に参画する態度を育てるとともに、情報手段を活用するうえでの

判断力や心構えを身に付ける情報モラル教育を行う。

本校では、4・5年生を対象にしたセーフティ教室（6月）を実施するとともに、各学年の実態を把握し、学校や家庭の実情に応じた指導を進める。

○ 児童による主体的な活動の支援

いじめを防止するためには、児童自らがいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、何ができるかを考えて主体的な取り組みを行わせたい。

児童会活動では運営委員会が中心となって、自分たちの課題を捉え、いじめ防止の取り組みが展開されるよう、担当教員だけでなく学校全体で活動を支援していく。

【具体的な取り組み（例）】

・「あいさつ運動」の実施

○ 保護者・地域住民との連携の促進

いじめ防止に限らず、児童を取り巻く大人が共通の意識のもとで子どもを育てていく風土を醸成していくことは、学校の大きな役割と言える。

いじめを防止するためには、学校・家庭・地域が児童にとって安心できる「居場所」となることや、児童一人一人が自己有用感をもてるようにしていくことが重要である。

学校説明会や保護者会、地域協働学校運営委員会において学校評価を活用するなどし、学校と保護者・地域住民が児童の課題を把握したり、セーフティ教室（6月）や道徳授業地区公開講座（9月）などを活用したりして、いじめについての理解を深め、共通の目標に基づいてそれぞれの役割を果たしていくようにする。

【具体的な取り組み（例）】

・大久保地区安心安全パトロールの参加（6月）

・地域行事への参加。4年生の合唱（5月）6年生の大久保太鼓（6月～10月）

・学校評価を活用し、児童の課題に応じた目標の理解

4 早期発見のための取り組み

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた取り組みを行い、児童や保護者等がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努める。

《学校・教職員の役割》

○ 児童のささいな変化に目を向ける

児童を理解することは、教育の基本であり、児童のささいな変化に目を向けることは、教職員が日常的に行うことである。

しかし、日常的な行為であるために、児童が担任の前で平静を装っていたりすれば、気付くができないこともある。教職員全てが、改めて意識的に、意図的に児童に目を向けることが求められる。

【具体的な取り組み（例）】

・朝の健康観察時、顔を見て声を聞く。

・児童の表情に目を向け、声をかける。

・学級日誌や個人ノート、1分間スピーチなどから様子を把握する。

・休み時間や下校時の様子や一緒にいる友達の確認。

・給食時に児童のグループ座席で会食し、話に耳を傾ける。

・他の授業での様子の観察や、担当教諭との情報交換。

・体調不良などで保健室を訪れた後の養護教諭との情報交換。

○ 児童のささいな変化を発見につなげる

児童のささいな変化に気付いても、その後の行動に結び付けなければ、いじめの発見に結び付かない。変化を感じた児童に言葉をかけたり、担任や次の授業を担当する教職員に状況を伝えたり、保護者と連絡を取っていく。

【具体的な取り組み（例）】

- ・ 児童本人に言葉をかける。（可能なら様子を聞く。）
- ・ 休み時間や下校時の様子を観察する。
- ・ 翌朝の状況を確認し、声をかける。
- ・ 他の児童から対象児童の様子を聞く。
- ・ 他の児童の人間関係を再確認する。
- ・ 学校の様子を保護者に伝え、家庭での様子を聞く。
- ・ 教職員間で、対象児童の情報を共有し、整理する。
- ・ 人権教育プログラム「いじめ発見のポイント」を活用する。

《学校の取り組み》

○ ふれあい月間

子ども同士の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月・11月・2月を「ふれあい月間」と位置付ける。この期間は人権教育や心の教育等を推進する取り組みを実施して、いじめの未然防止につなげるだけでなく、いじめの早期発見につなげるためのアンケート等を実施し、集約・分析を行うとともに、保護者や地域住民に対しても学校だより等を通して学校の取り組みを周知して、いじめの発見や防止に努める。

実施後は、取り組み状況を整理し、結果を教育委員会に速やかに報告する。

○ スクールカウンセラーとの連携

いじめ等の早期発見及び早期対応に向け、児童が相談しやすい雰囲気をつくるとともに、児童とスクールカウンセラーの相談が受けられる日時を周知したりするなど、児童がいじめ等について担任以外にも相談しやすい環境を整える。

○ サポート会議の充実

スクールカウンセラーが、定期的に学級で児童と給食をとったり、授業観察を行ったりして得た情報をもとにサポート会議を各学級学期に1回は実施し、担任や関係教員等と情報を共有することで、いじめ問題等の解決に努める。

○ 相談機関等の周知

いじめ等の相談は、学校の教職員や保護者にできるとは限りません。そのため児童が相談できる場を広く周知していく必要がある。

また、保護者が子どものいじめを心配したり疑ったりすることがあることから、教育相談機関等について、保護者や地域住民に周知していく。

【区の相談窓口等】

- ・ いじめ相談専用電話「新宿子どもホットライン」 Tel5331-0099
【平日】午後5時～午後10時 【土・日・祝日】昼12時～午後10時
- ・ 教育相談室 電話相談 Tel3232-2711
【平日】午前9時～午後5時
- ・ 教育相談室 直接相談 Tel3232-3071
【平日】午前9時～午後6時（受付は午後5時30分まで）

【区外の相談窓口等】

- ・ 東京都教育相談センター電話相談 Tel3360-8008
【平日】午後5時～午後9時 【土・日・祝日】午前9時～午後5時
- ・ 東京都いじめ教育相談センターいじめ相談ホットライン Tel03-5331-8288
【全日】24時間受付

5 早期対応のための取り組み

本校では、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・地域や関係諸機関との連携を図り、これを解決する。

《学校・教職員の役割》

○ 迅速に対応する

いじめの疑いがある場合には、いじめを受けたと思われる児童を守る観点から、早い段階からの対応が必要である。また、児童やその保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め早急に対応する。

対応を先延ばしにすることは、信頼を失い、相談を受ける機会を失う可能性があり、問題が複雑になることを常に意識しておく。

○ 組織的に対応する

日常的な児童の観察やアンケート等により、いじめやいじめの疑いが認められた場合には、担任など特定の教員で抱え込まず、管理職に報告するとともに、組織で情報を共有して対応を検討する。

いじめは複数の児童が関わっていることが考えられるため、事実を確認する者、毅然とした態度で指導する者、児童に寄り添い心のケアを行う物、保護者や関係諸機関と連絡をとる者など、役割を分担して対応する。

○ 児童に親身に寄り添う

いじめを受けた児童に対しては、「いじめを受ける側にも原因がある」などといった誤った認識をもたず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。

また、いじめた児童に対しては、毅然とした態度で接し、自らの行為の責任を自覚させる必要がある。ただし、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安全・安心、健全な人格の発達に配慮する。

○ 保護者との連携、保護者への支援・助言

いじめを受けた児童の保護者には、徹底して当該児童を守ることを伝え、学校全体で対応していくことを伝え、できる限り不安を取り除く。

また、いじめを受けた保護者には、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者への継続的な助言を行う。

○ 関係諸機関との連携を図る

いじめは、学校の外に原因が認められたり、指導しても十分な解決が図らなかったりすることがある。学校は、教育委員会に設置された「学校問題支援室」との連絡を密にして相談し、子ども家庭支援センター等との関係諸機関と積極的に連携していく必要がある。

また、児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生時には、躊躇せず所轄の警察署に通報し、適切な援助を求め解決に努める。

【新宿区教育委員会「学校問題支援室」 TEL 5273-3084(内線6150)

【主な関係機関】

○ 子ども家庭支援センター

- ・ 子ども総合センター TEL 3232-0674 (内線3391)
- ・ 中落合子ども家庭支援センター TEL 3952-7751 (内線3891)
- ・ 榎町子ども家庭支援センター TEL 3269-7304 (内線3892)
- ・ 信濃町子ども家庭支援センター TEL 3355-6851 (内線3893)

○ 東京都児童総合センター

TEL 5937-2317

- 所管警察署
 - ・新宿警察署 TEL 3346-0110
 - ・戸塚警察署 TEL 3207-0110
 - ・四谷警察署 TEL 3357-0110
 - ・牛込警察署 TEL 3289-0110
 - ・新宿少年センター TEL 3372-8335

《学校の取り組み》

いじめに限らず、学校で起こった諸問題の解決には、組織的な対応が求められる。いじめについては、「いじめの防止等の対策のための組織」を中心に対応方針を整理して全教職員が共通理解を行い、専門的な知識に基づいて対応が行われるよう、教職員の研修の充実を図る。

○ 出席停止等の措置

学校の最大限の努力によってもいじめが解決されない場合には、いじめを受けた児童が日常の学校生活を取り戻すことができるよう、加害児童に対する出席停止の措置や、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要がある。出席停止の措置決定は、新宿区教育委員会が行うため、いじめた児童の出席停止を検討する場合には、教育委員会に設置された「学校問題支援室」に相談する。

6 重大事態への対応

いじめにより児童の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければならない。

万が一、重大事態が発生した場合には、いじめを受けた児童及びその家族に寄り添うとともに、他の児童への心のケアを行うなど、教育委員会と連携して対応に当たる。

○ 教育委員会との連携

重大事態が発生した場合（可能性が予想される場合を含む）には、速やかに教育委員会への報告を行い、指示に従って対応に当たる。

校内では、通常に対応通り、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校サポートチームを中心とし、発生した事案ごとに適した組織を立ち上げ、関係諸機関と連携して対応に当たる。

○ 情報の管理

いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の人権に配慮し、重大事態発生に係る情報の取り扱いについては、十分に配慮する。

7 学校評価

いじめ防止の取り組み等が的確に評価され、改善されていくよう、学校運営の改善を図る。

○ 学校評価の活用

いじめ防止等の取り組みが的確に評価され、取り組みが充実・改善されるよう学校評価に共通の項目を設定する。

また、学校評価の結果を分析し、学校全体のいじめや不登校、その他の問題行動について、課題解決に向けた取り組みを協議し、基本方針や取り組みの改善を図る。

また学校運営の改善が図れるよう、教育委員会訪問や第三者評価を活用し、現状報告を行うとともに、指導助言を仰ぐ。